

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める施設基準に適合した保健医療機関です。

1. 入院基本料について

当院は「回復期リハビリテーション病棟入院料 2 13 : 1」の届出を行なっております。
(北病棟 20 床/中病棟 19 床/南病棟 21 床)

・ 当院の看護職員（看護師及び准看護師）の配置は次の通りです

病棟	病床区分	1 日に勤務している 看護職員の数	看護職員 1 人あたりの受け持ち数	
			朝 9 時～夕方 17 時まで	夕方 17 時から朝 9 時まで
北病棟	回復期リハ 2	4.7 人以上	7 人以内	10 人以内
中病棟	回復期リハ 2	4.4 人以上	7 人以内	10 人以内
南病棟	回復期リハ 2	4.9 人以上	7 人以内	11 人以内

・ 当院の看護補助者の配置は次の通りです

病棟	病床区分	1 日に勤務している 看護補助者の人数	看護補助者 1 人あたりの受け持ち数
			朝 9 時～夕方 17 時まで
北病棟	回復期リハ 2	2.0 人以上	10 人以内
中病棟	回復期リハ 2	1.9 人以上	10 人以内
南病棟	回復期リハ 2	2.1 人以上	11 人以内

* 受け持ち人数は重症度や休日などの要因で変わることがあります。

・ 在宅復帰支援を担当する社会福祉士の配置は次の通りです

病棟に配置されている職員	北病棟	社会福祉士	鬼田 芽生
	中病棟	社会福祉士	馬場 彩也香
	南病棟	社会福祉士	東 亜純

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院は、入院の際に医師をはじめとする他職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策および栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 四国厚生支局への施設基準届出事項について

1) 入院時食事療養費に関する事項

当院は、入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）の届出を行っております。管理栄養士の管理のもと、食事を適時（朝食：午前 8 時、昼食：午後 12 時、夕食：午後 6 時以降）、適温で提供しています。

2) 基本診療料及び特掲診療料に関する事項

施設基準一覧参照

4. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 24 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5. 保険外負担に関する事項

個室利用料、各種証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、希望枚数などに応じて、別に掲示している実費のご負担をお願いしています。

また、入院時必需品レンタルセット（CSセット）のご利用も可能です。

CSセットについて詳しくはこちら [Click](#) (PDF)

実費のご負担について詳しくはこちら [Click](#) (PDF)

6. 医療安全について

医療安全に関する御相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。窓口または看護師長にお気軽にお申し出下さい。

7. 禁煙外来について

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなか止められない等のお悩みの方等に対し、禁煙のお手伝いができるよう禁煙外来を設けております。ご希望の方は主治医又は受付までお申し出下さい。

附：令和 8 年 8 月 1 日 改訂